

住所

氏名

令和 年 月 日付で申請のあった補助事業の施行に要する経費に係る補助金を
下記により交付することが決定したので通知する。

令和 年 月 日

東京都知事

記

1 補助金額

--	--	--	--	--	--	--	--

2 補助金交付対象事業等

この補助金の交付の対象事業及び内容は、申請のあった補助事業のとおりとする。

3 補助条件

- (1) この補助事業は、交付決定の日の属する会計年度の末日までに完了しなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ東京都知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了後10日以内又は当該会計年度の末日までに速やかに実績報告を提出しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業完了後、消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定に基づく消防水利の指定を承諾するとともに、その後の維持管理を行わなければならない。

- (6) 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者の全員又は一部の共有に属することとなる場合、当該施設を共有することになる区分所有者ごとに、前項の消防水利の指定の承諾と維持管理に関して事前に書面で合意を得ておかなければならない。
- (7) 補助事業者の行為が次の各項目の一に該当するときは、補助事業を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。
- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (8) 補助事業者は、前(7)により補助金の返還を命ぜられたときは当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を、当該補助金を納付すべき日までに納付しなかったときは、納付すべき日の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、その未納金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。
- (9) 補助事業者は、この補助により取得した消防水利施設を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保に供しようとするとき又は廃止若しくは使用不能の状態にするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該補助事業に係る施設にあつては、確定通知の日から（15、35、50）年を経過した場合はこの限りでない。
- (10) 補助事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定後14日以内に申請の撤回をすることができる。